

常設保育所入所児童の申し込み受付について

平成 30 年度（平成 30 年 4 月以降）において、保育を必要とする事由に該当し、保育所の利用を希望される方は、下記のとおり受付いたしますので、「認定申請書」及び該当する添付書類を期日までに提出してください。

なお、現在保育所に入所しており継続入所を希望する方は申し込み不要です。ただし、出産等により世帯状況に変更が生じる場合は、「認定変更申請書」を提出してください。

記

1 入所を受付する保育所

厚沢部保育所（厚沢部町新町）

鶉保育所（厚沢部町鶉町）

館保育所（厚沢部町館町）

2 認定申請書を配付する場所及び提出先

新規に入所を希望される方は、保健福祉センター保健福祉課生活環境係において提出書類を配付いたします。また、提出の場所も同所までお願いいたします。

（町ホームページから様式をダウンロードすることも可能です。）

3 提出期限

平成 29 年 10 月 31 日（火）まで（期日厳守）

4 入所の決定

認定申請書提出後に申請者の希望、保育所の状況などにより、町で利用調整を行ない入所の可否を決定し通知いたします。（来年 2 月予定）

5 その他

・入所対象年齢は 0 歳児（概ね生後 3 カ月）～5 歳児（平成 30 年 4 月 1 日現在で就学年齢前）までです。

・新規に入所を希望される方は、世帯員で就労されている方全員の「事業主等証明書」（就労証明）の添付が必要です。

・利用者負担額（保育料）は、児童の年齢と原則父母の前年度及び現年度の市町村民税額により決定します。平成 30 年度の利用者負担額は、平成 30 年 4 月頃にお知らせします。

◎ 保育の認定基準

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合は、児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

(1) 就 労

- ・ 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合（家庭外労働）
- ・ 児童の保護者が家庭をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なのでその児童の保育ができない場合（家庭内労働）

(2) 妊娠・出産

児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
（出産前後2ヶ月程度）

(3) 疾病・障害

児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

(4) 介護等

児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合

(5) 災害復旧

火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

(6) 求職活動

児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合（90日程度）

(7) 就 学

児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合

(8) 虐待やDVのおそれがあること

(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合

(10) その他、上記に類する状態として町長が定める事由

※ 問合せ先

認定申請・入所申し込みについて不明な点がございましたら、保健福祉センター 保健福祉課生活環境係（☎：0139-64-3319）までお問い合わせ下さい。